

## 登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について（中間報告）

2021年3月24日

## 法制度の在り方に関するワーキンググループ

約70年にわたって我が国の博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている<sup>1</sup>。

2017年に公布・施行された文化芸術基本法<sup>2</sup>は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する<sup>3</sup>一方で、その活動を支える資金・人材・施設等の基盤が弱体化しつつあることが指摘されてきた。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018年6月、文部科学省設置法が改正<sup>4</sup>され、博物館に関する事務が文部科学省から文化庁に移管されたことに伴い、2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本報告は、法制度の在り方について具体的な検討を行うため設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において、これまで3回にわたって行ってきた議論の経過を中間的に取りまとめるものである。

<sup>1</sup> 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

<sup>2</sup> 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）

<sup>3</sup> 2020年には、博物館等の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進する「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」（令和2年法律第18号）が公布・施行された。

<sup>4</sup> 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十一号）

## 1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立への補助と私立への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約 70 年が経過し、現在では以下の課題を抱えていると考えられる。
  - ① 設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない(ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない。)
  - ② 審査が外形的な基準(学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等)によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、メリットがなく、その影響力は限定的となっている。
  - ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のメリットが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の 2 割程度しか登録・指定がなされていない(法律で規定されていない博物館類似施設が約 8 割に上る。)

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007 年 6 月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007 年報告」という。)では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査することが提言された。
- しかしながら、翌年の 2008 年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007 年報告の提言内容の大部分が反映されなかったことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながった。

- 日本博物館協会においては、2007 年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている<sup>5</sup>。
- また、日本学術会議においても、登録制度に関する提言が2度にわたって行われた。2017 年 7 月に公表された提言<sup>6</sup>では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020 年 8 月に公表された提言<sup>7</sup>では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。
- 国際的な議論に目を向けると、2015 年 11 月には、UNESCO の第 38 回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告が行われた。2019 年 9 月に京都で開催された第 25 回国際博物館会議 (ICOM) では、「Museum」の定義の見直しが議論されるとともに、「文化をつなぐミュージアム (Museums as Cultural Hubs)」の理念の徹底等の決議が採択されている。

## 2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。

<sup>5</sup> 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会

<sup>6</sup> 「提言 21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」(2017 年 7 月 日本学術会議)

<sup>7</sup> 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017 年提言を踏まえて～」(2020 年 8 月 日本学術会議)

- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

#### (制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独法、大学、地方独法、株式会社等についても広く対象とするべきである。
- 他方で、博物館として、一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性を審査する際には、財務・経営の状況等を考慮する必要があると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかなどについても検討が必要である。

#### (審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種、規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じたフィードバックの検討が求められる。

#### (審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。
- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。

- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

#### （更新と評価）

- 審査基準の転換に伴い、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を図るため登録（認証）の更新制の導入を行うべきである。
- 更新の期間については、審査に係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討を要するが、10年程度を想定する。ただし、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- 更新に当たって行う審査においては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られる仕組みを検討する必要がある。

#### （連動した博物館振興策）

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）されることにより得られるメリットをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するメリットの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するメリットは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館に配分される資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは

は縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、リソースやノウハウを共有することによって課題に対応していくための仕組みを提案する。

- ネットワークの形成による振興については、今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

**【分野のイメージ】**

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

### 3. 学芸員制度の在り方について

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことをはじめとして、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、ワーキンググループでは議論を開始した段階であり、今後、更に議論を深める必要がある。ここまでの議論では、学芸員として活躍する者を支援し、その活動を充実していくことの重要性は論を俟たないところであるが、その手法については、拙速な議論を避け、一定の時間をかけた慎重かつ包括的な検討が必要であるとの意見が多く出された。

### 4. 今後の検討について

- ワーキンググループでは、これまで制度の基本的な方向性について議論してきたが、更に詳細な制度設計について検討を進めるに当たっては、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた検討が必要となる。
- また、定義や経過措置といった関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。

以上

### <総論>

- 博物館業界・ムラの中での議論と捉えられないよう、利用者・国民にとっての制度改革のメリットや効果を示していくことが重要。
- お客さんに喜んでいただくことだけが博物館の仕事ではなく、保存と活用のバランスが非常に重要。文化財を次の世代に残していく方の活動は、必ずしも儲かるものではないし、見えにくい部分だが、このような博物館の様々な側面を支援していく必要がある。

### <制度の対象範囲>

- 営利組織である株式会社を対象とするかどうかは、国際的な議論も参考にしながら議論すべき。
- 設置主体によって第一義的に公益性を判断するのではなく、活動の質を評価（審査）する中で、法人ではなく館としての公益性を判断すべきではないか。

### <審査基準・更新と評価>

- コロナ禍にあって、その先の博物館の将来像が求められている。審査基準を検討するに当たっては、このような観点から議論を深めていく必要がある。
- 各館が自らのミッションを見つめなおし、その個性を伸ばす方向へ助言・支援を行う制度にすべき。
- 登録基準が示されることで、“外圧”として館の活動・質の向上に利用することができる。他方で、デジタル化などのわかりやすい成果ばかりをもとめるのではなく、保存や研究といった基礎的な機能を充実させていく必要がある。
- 館長について、その資質の担保や国際的な貢献のため、指針を示すべきではないか。
- 更新制は重要だが、適切な更新期間は館種により異なる（美術館は10年では短い）。

### <制度と連動した振興施策（メリット）>

- 国立美術館などでも海外と比べると財政的に厳しい状況であり、覚悟を持って各館への財政的支援を行う必要。その点で、最も求められているのは、学芸員を一人追加で雇用できるというような人的な支援。
- 財政的な支援はメリットとして重要だが、おしなべて資金を配布するのではなく、やる気のある館への支援に繋がるものにすべき。
- 館同士がネットワークを通じて支えあう在り方は重要。すぐにでも進めるべき。ハブ的な館の働きが重要。
- 振興策については、館種ごとにきめ細かい議論を行うべき。

## ① 学芸員の配置・有資格者の活用に関する課題

- 有名無実化している学芸員補について、「社会教育士」制度を参考に、「博物館士」として有資格者に称号を付与し、学芸員有資格者の活躍の場を作っていくことが「底上げ」に資するのではないか。
- 行政の中に学芸員有資格者がいることは、地域の文化財行政と博物館をつなげていくために非常に重要。
- 館長を学芸員有資格者とすることや、学芸員は複数配置すること、「学芸員」の名称独占についても検討すべきではないか。
- 一口に学芸員と言っても、研究職から事務職、学芸員としての発令はされない場合など様々。実態の把握を行うことが重要。

## ② 学芸員の研修・資質向上に関する課題

- 現職の学芸員の再教育が重要。例えば、現職の学芸員が大学院で学びなおすためのサバティカルの仕組みなどを事業として実施できるとよいのではないか。
- 研修の機会をよりアクセスしやすいものにするための議論も行うべき。
- 現職の学芸員の研修と人材育成について、法律上の要請を強めるべきではないか。

## ③ 学芸員の養成・資格に関する課題

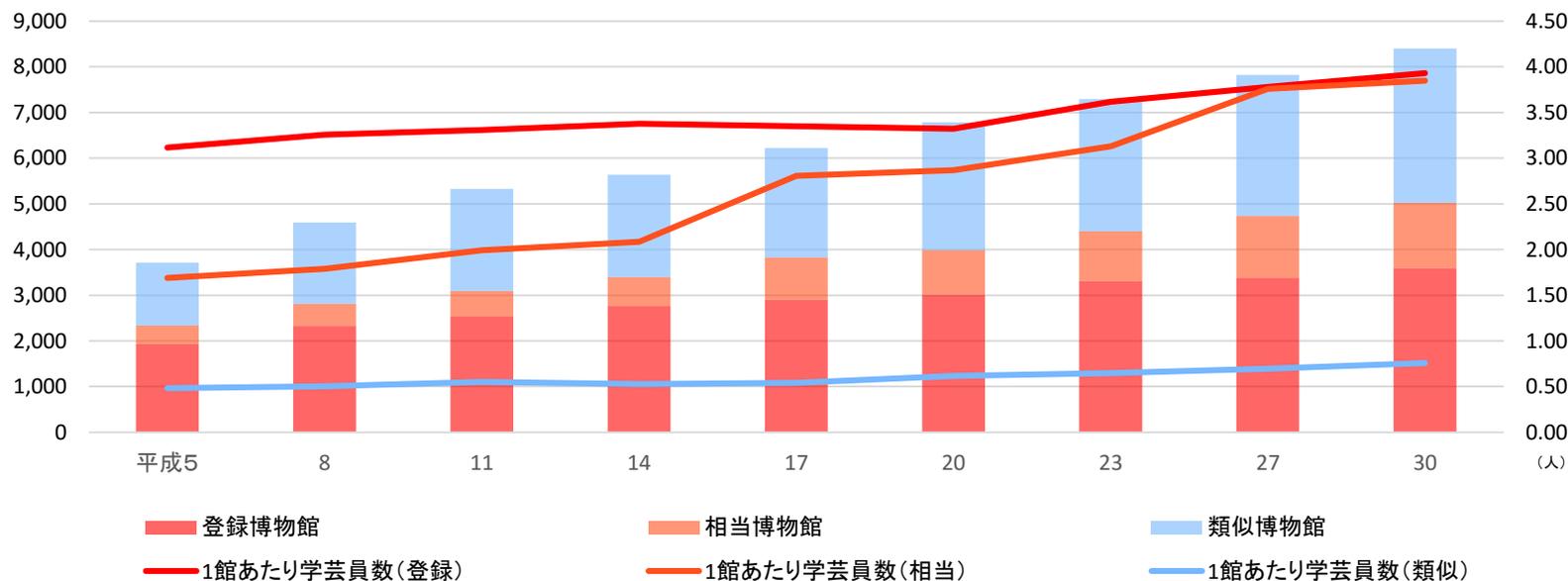
- 学芸員の名称と国家資格を学部で取れる仕組みは継続すべき。
- 拙速に結論を出さず、大学関係者等との丁寧な検討が必要。合意が取れたところから改正すべき。
- 資料だけではなく、教育普及など博物館の様々な機能も、学芸員が行う調査研究のターゲットに入る。学芸員の仕事の中核は調査研究という認識を持って議論を進めるべき。
- 研究も重要だが、展示の技術など実践的な能力も不可欠。学芸員としての資質は広くとらえるべき。

## ④ 高度な知識・経験を持つ学芸員の処遇等に関する課題

- 上級資格として、政府機関や民間団体が認証する「認証学芸員」制度を創設してはどうか。
- 修士レベルでミュージオロジーを修めた人が現場に入っていくことは望ましい。
- 学芸員の階層化について、1段階目は一般的に学芸員が行うこと、2段階目は専門的なメニューが複数あるイメージだが、2段階目のメニューの設計は、現場のニーズに合わせて、時間をかけて作り上げていくものではないか。

# 学芸員数の推移及び一館当たり人数

- 博物館数の増加に伴い、学芸員数は全体として増加傾向。1館当たりの学芸員数も微増傾向。



		8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	<b>3,593</b>
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	<b>1,432</b>
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	<b>3,378</b>
館当たり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	<b>3.93</b>
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	<b>3.85</b>
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	<b>0.76</b>

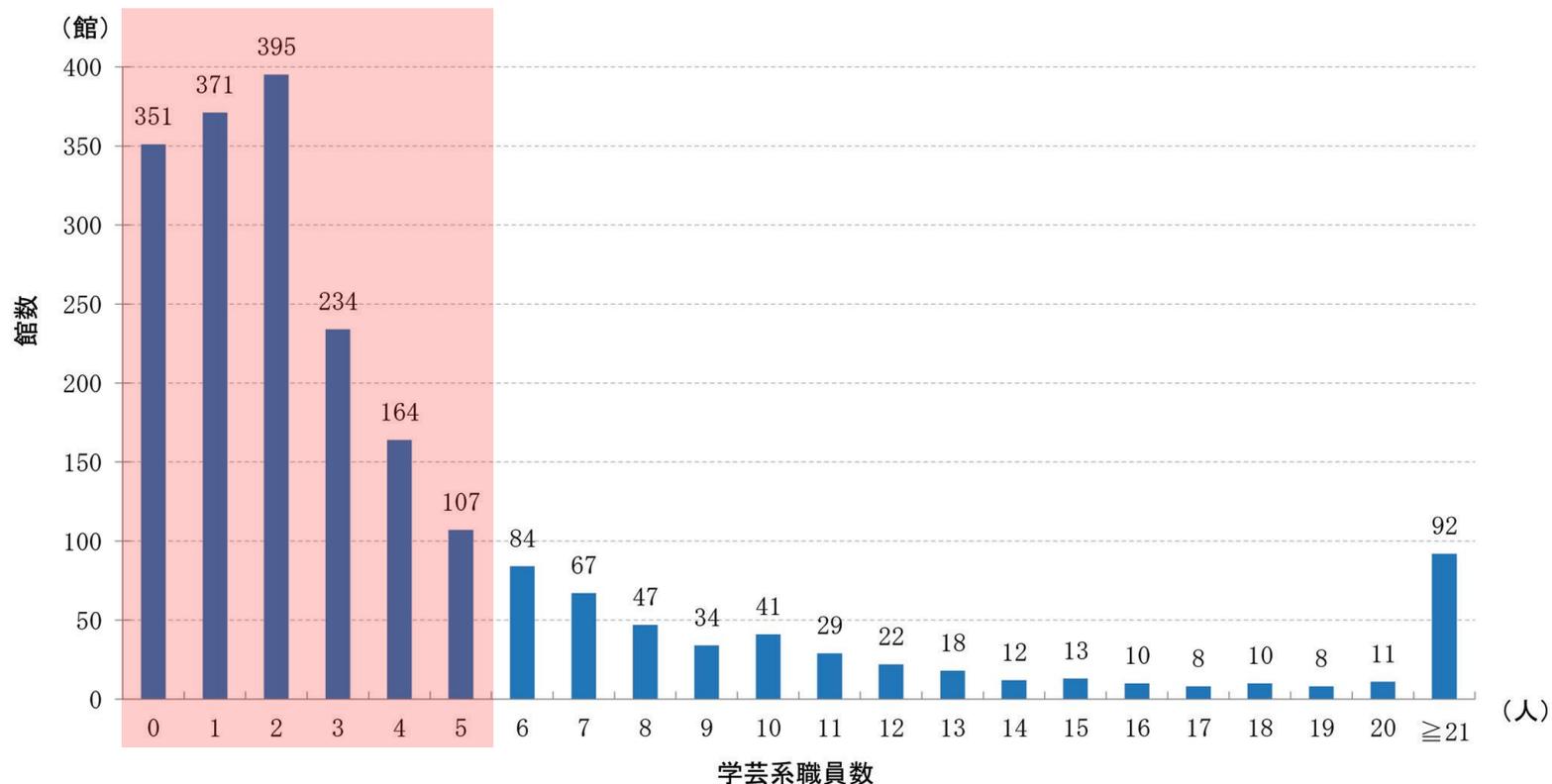
表 2 - 9 職員数（全体／時系列比較）「Q 4 - 1 - 1、Q 4 - 2」

	平成 9 年		平成 16 年		平成 20 年		平成 25 年		令和元年			
	N=		N=		N=		N=		N=			
館長	常勤館長総数（無回答の館を除いた館について的人数）	1,756	1,056 人	1,861	1,133 人	2,131	1,285 人	2,161	1,219 人	2,242	1,377 人	
	館長が常勤している館の割合（回答館全体に占める割合）	1,891	55.8 %	2,030	55.8 %	2,257	56.9 %	2,258	54.0 %	2,314	59.5 %	
常勤職員	常勤職員がいる館の割合	1,654	92.6 %	1,997	86.9 %	2,089	82.0 %	2,161	83.4 %	2,120	89.1 %	
	常勤職員総数（館長を除く）		13,178 人		13,592 人		13,784 人		13,665 人		13,493 人	
	内訳	副館長		531 人		571 人		607 人		578 人		600 人
		学芸系職員	1,654	4,494 人	1,997	4,591 人	2,089	4,914 人	2,161	4,634 人	2,120	5,254 人
		事務・管理系職員		4,936 人		5,208 人		4,703 人		3,624 人		4,965 人
		学芸・事務管理系職員		3,216 人		3,222 人		3,560 人		4,829 人		2,674 人
	1館当たりの常勤職員数（館長を除く／平均）		7.97 人		6.80 人		6.60 人		6.32 人		6.36 人	
	内訳	副館長	1,654	0.32 人	1,997	0.29 人	2,089	0.29 人	2,161	0.27 人	2,120	0.28 人
		学芸系職員		2.72 人		2.30 人		2.35 人		2.14 人		2.48 人
		事務・管理系職員		2.98 人		2.61 人		2.25 人		1.68 人		2.34 人
		学芸・事務管理系職員		1.94 人		1.61 人		1.70 人		2.23 人		1.26 人
非常勤職員	非常勤職員がいる館の割合	1,654	41.9 %	1,997	46.4 %	2,089	53.0 %	2,161	53.9 %	2,120	55.9 %	
	非常勤職員総数		2,802 人		3,732 人		4,466 人		5,185 人		5,375 人	
	内訳	副館長		100 人		81 人		140 人		98 人		159 人
		学芸系職員	1,654	933 人	1,997	1,131 人	2,089	1,410 人	2,161	1,364 人	2,120	1,631 人
		事務・管理系職員		1,104 人		1,688 人		1,838 人		1,571 人		2,574 人
		学芸・事務管理系職員		665 人		832 人		1,078 人		2,152 人		1,011 人
	1館当たりの非常勤職員数（館長を除く／平均）		1.69 人		1.87 人		2.14 人		2.40 人		2.54 人	
	内訳	副館長	1,654	0.06 人	1,997	0.04 人	2,089	0.07 人	2,161	0.05 人	2,120	0.08 人
		学芸系職員		0.56 人		0.57 人		0.67 人		0.63 人		0.77 人
		事務・管理系職員		0.67 人		0.85 人		0.88 人		0.73 人		1.21 人
		学芸・事務管理系職員		0.40 人		0.42 人		0.52 人		1.00 人		0.48 人

注）「常勤職員」と「非常勤職員」の人数（総数及び平均）は、「常勤」と「非常勤」に分けて「副館長」「学芸系職員」「事務・管理系職員」「学芸・事務管理系職員（学芸系であると同時に事務・管理系でもある職員）」の人数を尋ねた質問において、いずれかの項目に 1 人以上の人数が記載されていた館の回答を有効として集計した。

# 学芸系職員の配置状況

- 約6割の館において学芸系職員数は1～5名（非常勤、兼務を含む）。不在の館も約1.5割。
- 学芸系職員のうち、2/3が学芸員の有資格者。



	副館長	学芸系職員	学芸・事務管理系職員	事務・管理系職員
N= 人数	759	6,885	3,685	7,539
全体	29.8	67.7	30.7	8.5
登録	33.4	73.7	49.0	8.8
相当	35.0	46.4	19.1	7.6
類似	24.3	60.2	27.8	9.1

- 7割強の館が、「職員数の不足」を運営上の課題として認識。

○ 各博物館が課題として感じている点

●あてはまる、まああてはまるの合計が50%を超えた項目 (41項目中31項目)	(%)	前回調査からの増減 (%)
C-b) 外国人向けの対応が不十分である。	84.5	-
D-e) ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない	80.6	-0.4
A-1) 財政面で厳しい	79	-1
E-e) ウェブサイト等での資料情報公開が不十分	77.5	-
G-b) 施設設備が老朽化	75.2	8.1
E-d) 資料や資料目録のデジタル化ができていない	73.9	2.4
<b>B-a) 職員数が不足</b>	<b>73.2</b>	<b>2</b>
D-a) 調査研究が進んでいない	72.3	1.3
E-g) 収蔵スペースが不足	72.1	-
C-a) 入館者が確保できていない	71.4	4.5
E-c) 必要な資料整理が進んでいない	70.9	14.3
D-b) 調査研究活動の公開ができていない	65.9	-
G-a) 施設が手狭	65.8	3.1
G-c) ミュージアム・ショップ、レストラン等の施設が不十分	65.2	4.2
A-e) 中長期的な目標・計画が立てられていない	64.3	0
C-c) 高齢者・身障者への対応が不十分	63.6	7.1
B-c) 職員の研修が不足	63.6	2.1
E-b) 新たな資料修復が充分できていない	63.4	-
A-h) 広報・PRが十分でない	63.1	-
E-a) 新たな資料を入手しにくくなっている	62.7	-1.4
F-b) 大学・研究機関との連携が不十分	62.3	0.4
A-j) 防災対策・危機管理への取組が不十分	61.7	-2.9
F-e) 社会教育関係団体・企業等との連携協力が不十分	61.1	1.5
F-c) 他館（外国を含む）との交流が少ない	59.6	-3
F-d) 図書館等との連携・協力が不十分	59	-1.7
A-f) 館の評価が実施できていない	58.6	2.1
D-c) 常設展示の更新ができていない	58.4	0.4
A-g) 館の評価の結果が活用できていない	58	3
E-f) 資料を良好な状態で保存することが困難	57	1.4
A-d) 使命・目的、運営情報の発信が不十分	56.6	2.4
B-b) 学芸系職員の力量が発揮できていない	52.5	4.6

## <近年の文化芸術に関する法律の改正等>

### 2017年 文化芸術基本法 ※文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの。

### 2018年 文化財保護法等の改正 ※文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）

これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

### 2020年 文化観光推進法 ※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について規定。

### 2021年 文化財保護法等の改正（審議中） ※文化財保護法の一部を改正する法律案

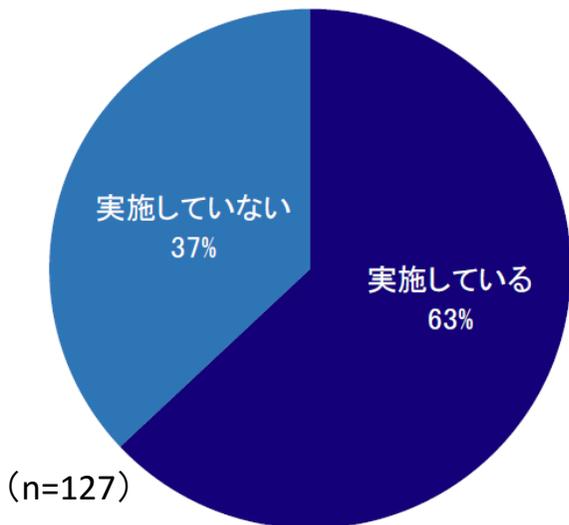
社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度等について規定。

➡ 地域の文化芸術活動のハブとなり得る博物館が、その基本的活動を充実させつつ、様々な現代的課題にも対応していくことへの期待がますます高まっている。

# 学芸員養成課程における現代的課題への対応

## 養成課程における新規分野との連携

図表 18 新規分野との連携に関する取組 (Q12)



○約6割(63%)の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

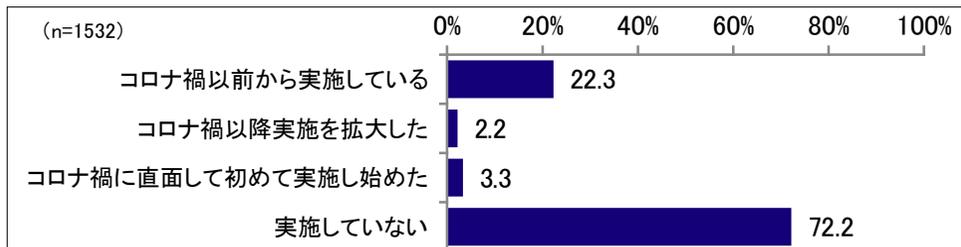
図表 19 新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野 (Q12 自由回答)

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	14	15	10	4	4

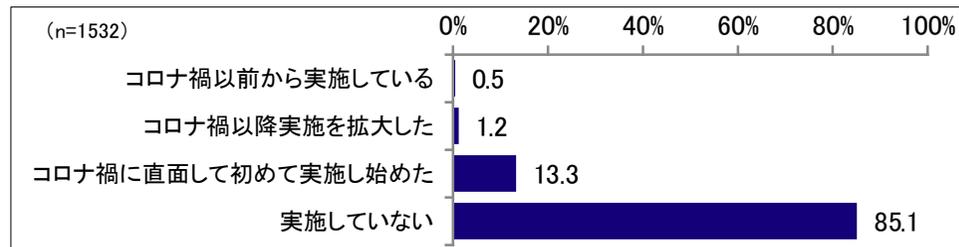
(n=80、カテゴリーは重複あり)

# 博物館におけるコロナ禍前後のデジタル化の取組

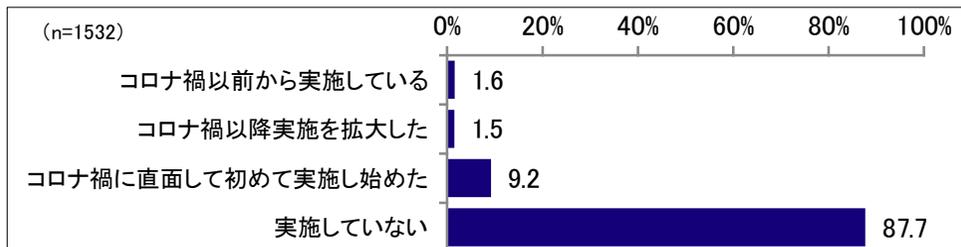
## ○ 収蔵品のオンライン公開



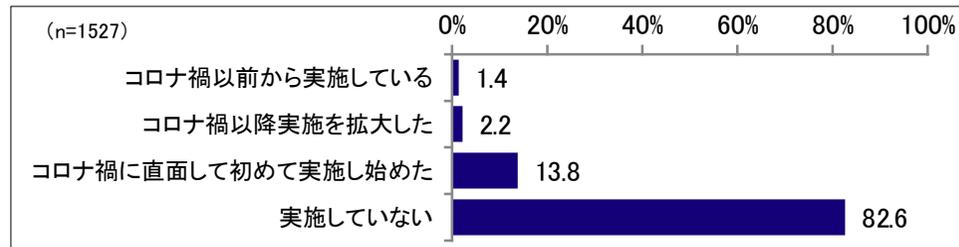
## ○ ライブイベント（オンラインツアー、ウェブセミナー）



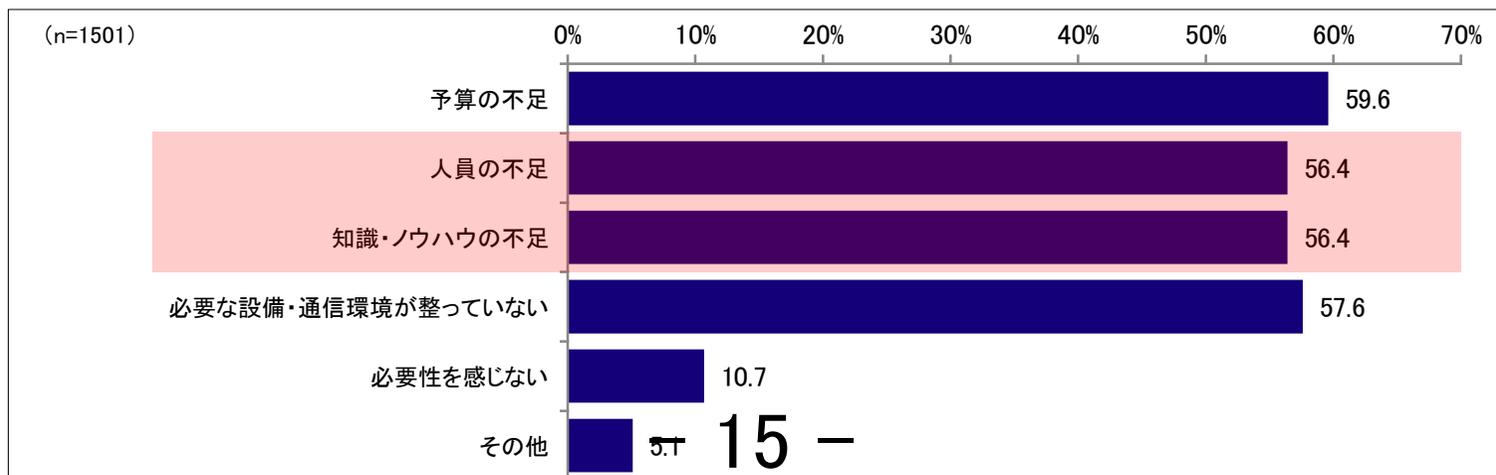
## ○ オンライン展示会



## ○ WEBを利用したワークショップや学習プログラム

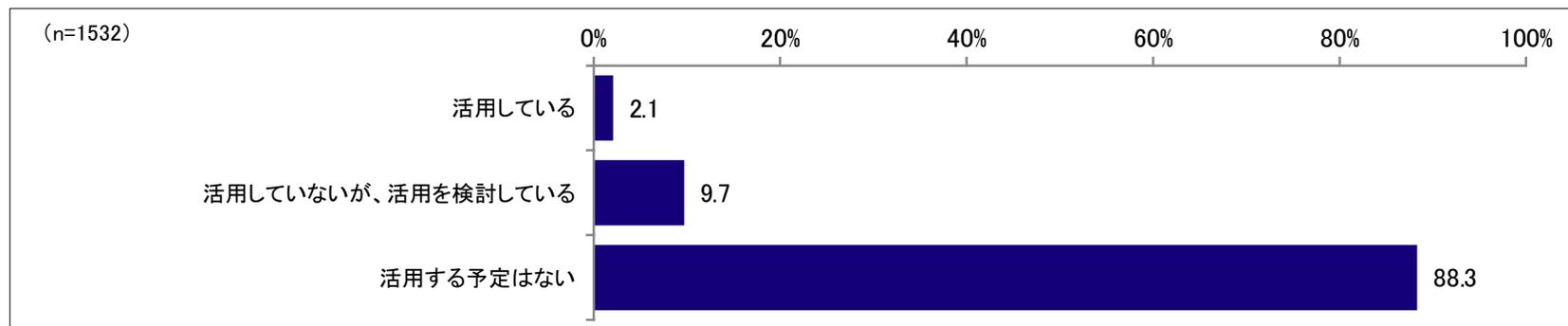


## ○ デジタル技術を活用した取り組みを実施する上での課題

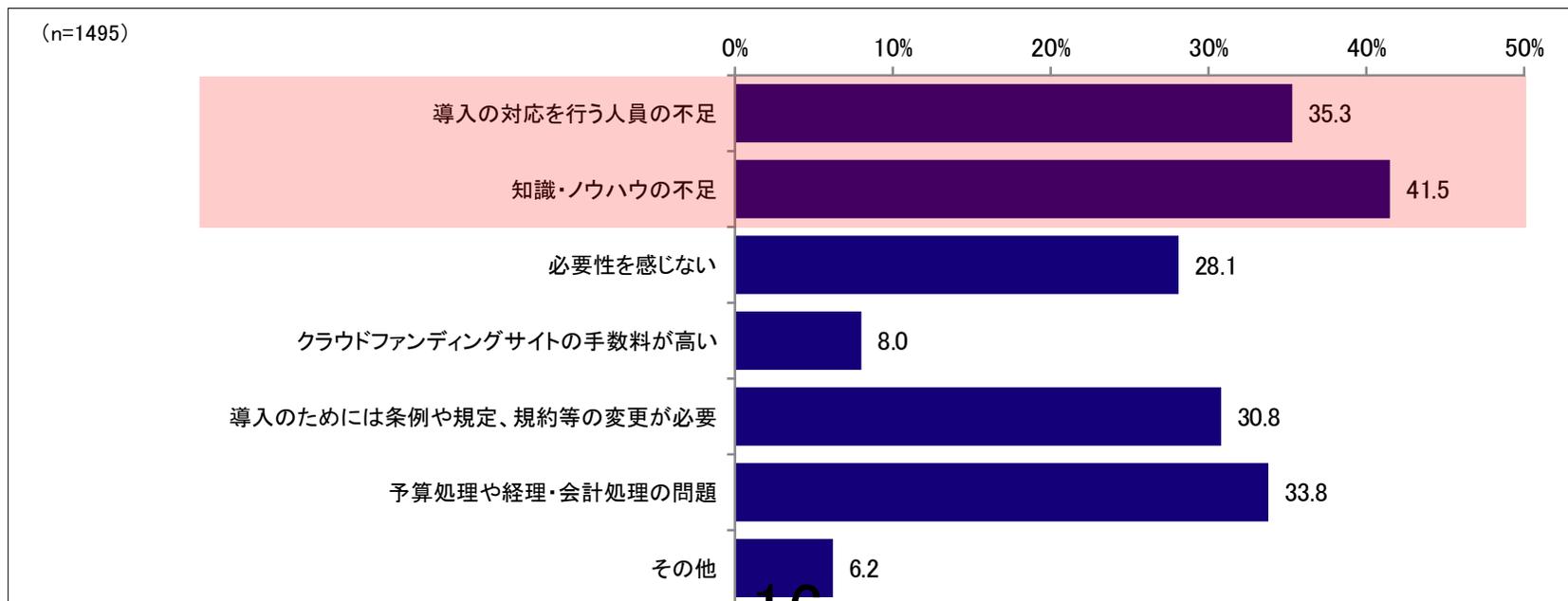


# 博物館におけるクラウドファンディングの活用

## ○ 博物館におけるクラウドファンディングの活用状況



## ○ 博物館におけるクラウドファンディングの活用の課題





- 世界的に活用され汎用性が高いGoogleプラットフォームと連携することで、無料で世界・日本の博物館とのネットワークに参画。
- WEB展示やミュージアムビュー等デジタル化による魅力発信とデジタルアーカイブの構築を設備費等不要で安価に実現することに成功。(文化庁補助事業を活用)
- 多言語・モバイル音声案内(バリアフリー)にも対応。

Google Arts & Cultureへの参画  
(立花家史料館@福岡県柳川市)



学生を対象としたギャラリー ツア

- 専門性が高い館内研究部に「教育普及員」を新規雇用したことにより、利用者の主体的気づきに配慮した館内ワークショップやイベントが充実。
- アウトリーチ活動もさらに活性化し地域を超えて事業を発信。

教育普及専門人材の雇用による広報発信・体験機会の充実  
(古代オリエント博物館@東京都)



- 「博物館専属のシステムエンジニア」の雇用により、資料・データのアーカイブ化と、博物館ならではのユニークな活用が促進。
- 資料の公開と保存のジレンマを解消し、来館者の能動的な鑑賞体験の創出に繋がった。

情報工学専門家を館内雇用することにより、  
資料と博物館の接続を意識したデジタル技術の活用を実現  
(国立歴史民俗博物館@千葉県佐倉市)

- 広報・マーケティング専任担当者の配置と、外部アドバイザー・学芸との連携で、ターゲットを絞った広報等、より戦略的な情報発信を実現。
- ニーズに合わせ、刻々と変化する媒体に対応し、博物館に関心のなかった層にも博物館の魅力を発信することに成功し、2015年には来館者が7万人増。

広報・マーケティング専任担当者の配置による戦略的情報発信の実現  
(徳川美術館@愛知県名古屋市)

# 学芸員の資格取得者と就職

## 1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値 (Q15) (2009~2018 年度)



○直近10年 (2009 (H21) ~ 2018 (H30) 年度) における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012 (H24) 年度まで30人超

○その後2015 (H27) 年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

## 1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数 (2016~2018 年度)】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

## ○博物館法

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

## ○博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

## 博物館法第5条第1項第1号、第2号

大学に2年以上在学し、  
62単位以上修得

学芸員養成課程  
〔所定科目を修得〕

学士の学位を  
取得

学士の学位を  
未取得

学芸員補としての  
勤務経験3年以上  
(社会教育主事、司書 等)

## 博物館法第5条第1項第3号

博物館法施行  
規則第5条

- ・学士の学位を有する者
- ・大学に2年以上在学、  
62単位以上を修得し、学  
芸員補としての勤務経験  
が2年以上の者

〔社会教育主事、司  
書、教育委員会、学  
校、社会教育施設  
等

等

博物館法施行  
規則第9条

- ・修士若しくは博士の学位等を有し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・大学で博物館に関する科目を2年以上教授し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・次に該当し都道府県教育委員会の推薦する者
  - －学士の学位を有し、学芸員補としての勤務経験が4年以上の者
  - －大学に入学できる者で、学芸員補としての勤務経験が8年以上の者 等

試験認定

〈法定8科目  
+ 選択2科目〉

学芸員補としての  
勤務経験1年以上

文部科学大臣が  
認定

審査認定

〈書面審査+面接〉

合格者(H30年  
度):52名

合格者(H30年  
度):22名

学芸員資格を取得

## ○図書館法

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ 口に掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

## ○社会教育法

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- 二 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 三 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 四 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イから八までに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 五 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

## 1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとしている。

### ■社会教育主事講習等規程(抄)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2(略)

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条(略)

2(略)

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

## 2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、23地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

# 学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：301大学

## 〔4年制大学〕 294大学

### （国立大学） 56

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学  
千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学（●）  
新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学（●） 三重大学 京都大学  
京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学  
広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

### （公立大学） 21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学  
静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学  
県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

### （私立大学） 217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学  
東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学  
常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学  
川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学（※） 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学  
桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學  
国際基督教大学 国士舘大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学  
杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学（※） 多摩美術大学 中央大学 帝京大学  
帝京科学大学 帝京平成大学（※） 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学  
東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学  
武蔵野美術大学（※） 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

## 〔短期大学（部）〕 7大学

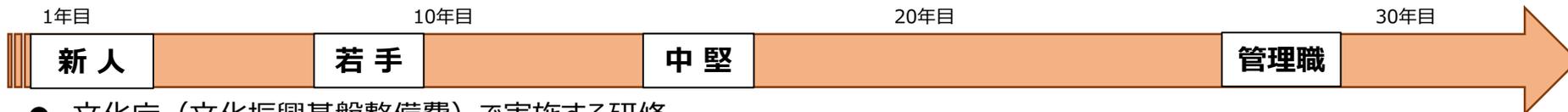
### （公立短期大学） 1

山形県立米沢女子短期大学

### （私立短期大学） 6

帯広大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。  
 その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

### 【博物館学芸員専門講座（3日間）】

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

### 【博物館長研修（3日間）】

新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

### 【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】

学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

### 【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】

事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

### 【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】

現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

### 【全国博物館長会議】

日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

（参照）[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi\\_jutsukan\\_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi_jutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf)

令和2年度 学芸員・文化財保護専門技術者等の研修会等一覧（文化庁等関係）

（令和2年7月現在）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催時期・期間等は今後変更の可能性がある。

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
博物館長研修	主として登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の館長・副館長等に就任して2年未満の者 50名	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	令和2年 9月30日（水） ～10月2日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 50名	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	令和2年 12月9日（水） ～12月11日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・マネジメント研修	①博物館の管理職（事務・学芸とも） ②地方公共団体の博物館行政担当職員 25名程度	博物館の管理運営に関わる職員を対象に、企画及び管理運営に必要な専門的知識ならびに博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。	令和2年 12月16日（水） ～12月18日（金）	東京国立博物館附属 黒田記念館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・エデュケーション研修	博物館に勤務する学芸員等 25名程度	博物館の現職学芸員等を対象に、教育普及を企画・運営するために必要な知識・技能を習得する研修を行う。	【前半】令和2年 10月7日（水） ～10月9日（金） 【後半】令和3年 2月8日（月）・9日（火）	【前半】 東京都美術館（予定） 【後半】 葛飾区郷土と天文の博物館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
【実施可否検討中】 ＜委託事業＞ 学芸員等在外派遣研修	博物館の学芸員等専門職員 若干名	博物館に勤務する学芸員又は学芸員補を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な博物館における展示、教育普及活動及び博物館行政等に関する調査を行わせ、その研修成果を国の博物館施策に反映させるとともに地域の学芸員等専門職員の研修・職務において有効に活用させる。	3ヶ月～1年	—	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
文化財行政講座	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数3年未満の者 70～80名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修	令和2年 11月18日(水) ～11月20日(金) (予定)	文化庁	文化庁資源活用課	専門官付
「文化財保存活用地域計画」研修会	地方公共団体等の文化財行政実務担当職員等 100名程度	「文化財保存活用地域計画」の策定に必要な事項、実務上の課題、事例紹介に関する研修(実地研修含む)	未定	オンライン配信(予定)	文化庁地域文化創生本部事務局	広域文化観光・まちづくりグループ
歴史民俗資料館等専門職員研修会	歴史民俗資料館、教育委員会等で資料(文化財を含む)の保存と活用にあたる専門職員で、原則として勤務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集・保存、公開等に必要な専門的研修を行う。	令和2年 11月(予定)	国立歴史民俗博物館	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 25名程度×2会場	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門的知識・技能の研修を行う。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 文化財(美術工芸品)修理技術者講習会	文化財(美術工芸品)の修理に携わる事業者等の技術 30名程度	文化財(美術工芸品)の修理に関わる専門的知識等の研修	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 国宝・重要文化財(美術工芸品)防災・防犯対策研修会	教育委員会および博物館等施設の防災・防犯対策担当者 100～150名程度	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等に対し、国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財保護法上必要な手続きについての研修を実施し、文化財の適切な活用、保存及び継承を図る。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
美術刀剣刀匠技術保存研修会	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者 10名程度	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錬技術の研修を行い、もって一層の技量の向上を図り、併せて刀匠としての意識の涵養を図る。	令和2年 10月13日(火) ～10月20日(火)	備前長船刀剣博物館	文化庁文化財第一課	調査係
銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会	(登録事務協議) 銃砲刀剣類登録事務担当 各都道府県から1名 (実技講習) 登録審査委員 各都道府県から2名	銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に規定する、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式鉄砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録に当たっての鑑定に関し、実技講習を行うことにより、登録審査委員の資質の向上を図り、もって銃砲刀剣類の登録事務のさらなる円滑化を図る。	秋ごろ(予定)	東京都内	文化庁文化財第一課	調査係
埋蔵文化財担当職員等講習会	地方公共団体、公益法人等の埋蔵文化財担当職員等	発掘調査に当たり開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な発掘調査の実施を図ることを目的とする。	令和2年 8月26日(水)	オンライン開催(予定)	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化財マネジメント職員養成研修	地方公共団体、法人調査組織の文化財専門職員 120名程度	文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の策定するうえで、各地方公共団体において、文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案する専門的な人材を養成することを目的とする。	①令和2年 9月8日(火) ～9月11日(金) ②令和3年 2月16日(火) ～2月19日(金)	①神奈川県 ②福岡県	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度にかかる説明及び文化的景観保護にかかる取組の紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	令和2年 8月～9月(予定)	東京都内	文化庁文化財第二課	文化的景観部門
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会	地方公共団体の文化財行政担当者 120名程度	登録有形文化財建造物にかかる事務手続きの説明や保存活用にかかる取組の報告などを通じて、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。また現地見学会を通して、保存活用についての実例等を学ぶ。	令和2年 10月20日(火)	文化庁	文化庁文化財第二課	登録部門(建造物)

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【中止】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (基礎コース)	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の 保存に関わる専門家・技術者等  40名程度	伝統的建造物群保存地区に関わる職務遂行に必要な基 礎的事項に関する研修	—	—	文化庁文化財第二課	伝統的建造物群 部門
【不開催】 伝統的建造物群保護行政研 修会  (実践コース)	伝統的建造物群保存地区制度を導入している 地方公共団体の職員で、2年以上の実務経 験を有する者  40名程度	伝統的建造物群の保存に関わる諸問題に的確に対応する ために必要な専門的事項に関する研修	—	—	文化庁文化資源活用課	伝統的建造物群 部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (普通コース)	文化財建造物修理工事の設計または施工の監 理等の実務経験を有する者  20名程度	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な 知識及び技術の研修 ※前期・後期の計2か年で開催。令和2年度は前期を実施。	未定 ※例年8月下旬 ～9月上旬	未定	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会  (上級コース)	同上で普通コースを受講した者  20名程度	国宝等の文化財建造物保存修理工事の主任技術者とし て必要な知識及び技術の研修	(令和2年度は普通コースを 開催のため、上級コースは開 催しない。)	—	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
【実施可否検討中】 文化財建造物保存修理関係 者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財 建造物修理主任技術者  人数未定	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図る ため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業に伴う 技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と 設計監理業務の円滑な実施を図る。	令和2年 10月19日(月)	東京都 (東京国立博物館平成 館大講堂)	文化庁文化資源活用課	修理企画部門

※この他「文化財を中核とする観光拠点形成に向けたオンライン講座」を文化庁ホームページで公開([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten\\_koza/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten_koza/index.html))

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【実施可否検討中】 学芸員専門研修アドバンス・コース	自然科学系博物館等の学芸員等専門職員	自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。	令和2年 11月9日(月) ～11月12日(木)	国立科学博物館 筑波研究施設 上野本館	独立行政法人 国立科学博物館	学習課
	20名					
【不開催】 美術館を活用した鑑賞教育の 充実のための指導者研修	① 小・中・高等学校教員(国公立校、私立校全ての教員) ② 美術館学芸員 ③ 指導主事	鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の教員と美術館の学芸員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図る。	—	—	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
	80名程度					
独立行政法人国立美術館キュレーター研修	公私立美術館の学芸担当職員	公私立美術館の学芸担当職員(学芸員資格を有する者)を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技術の向上を図る。	4月1日～翌年3月31日の期間で研修生の希望を踏まえ、受入館が承認した期間とする。	・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
	若干名					
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	国公立博物館・美術館等に勤務する保存部門の担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。	令和2年 10月5日(月) ～10月15日(木)	東京文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所、 文化財活用センター	文化財活用センター 保存担当
	30名程度					
【中止】 国際研修「紙の保存と修復」	紙の保存と修復を担当する海外の学芸員及び保存担当者	紙文化財の保存修復に関する基礎的な材料学、史学的な講義、装こう修理技術についての講義及び実習を行う。	—	—	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所	文化遺産国際協力センター
	10名程度					
文化財担当者研修	地方公共団体の文化財担当職員若しくはこれに準ずる者	文化財保護行政に必要な専門的知識と技術について研修を行う。	年間を通し、3日間～9日間の研修を10課程開催予定※ (課程ごとにそれぞれ異なる。) ※15課程開催予定のうち5課程中止決定のため	奈良文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	総務課
	各課程10名まで					

# 参考資料

# ○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第1章（総則）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものである者

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## ○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2章 登録

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けものとする。

（登録の申請）

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

（登録事項等の変更）

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

（登録の取消）

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（博物館の廃止）

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまへつゝ、消ししなければならない。

（規則への委任）

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

# ○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第3～5章 公立・私立博物館、雑則

## 第三章 公立博物館

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（博物館の補助）

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第四章 私立博物館

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

## 第五章 雑則

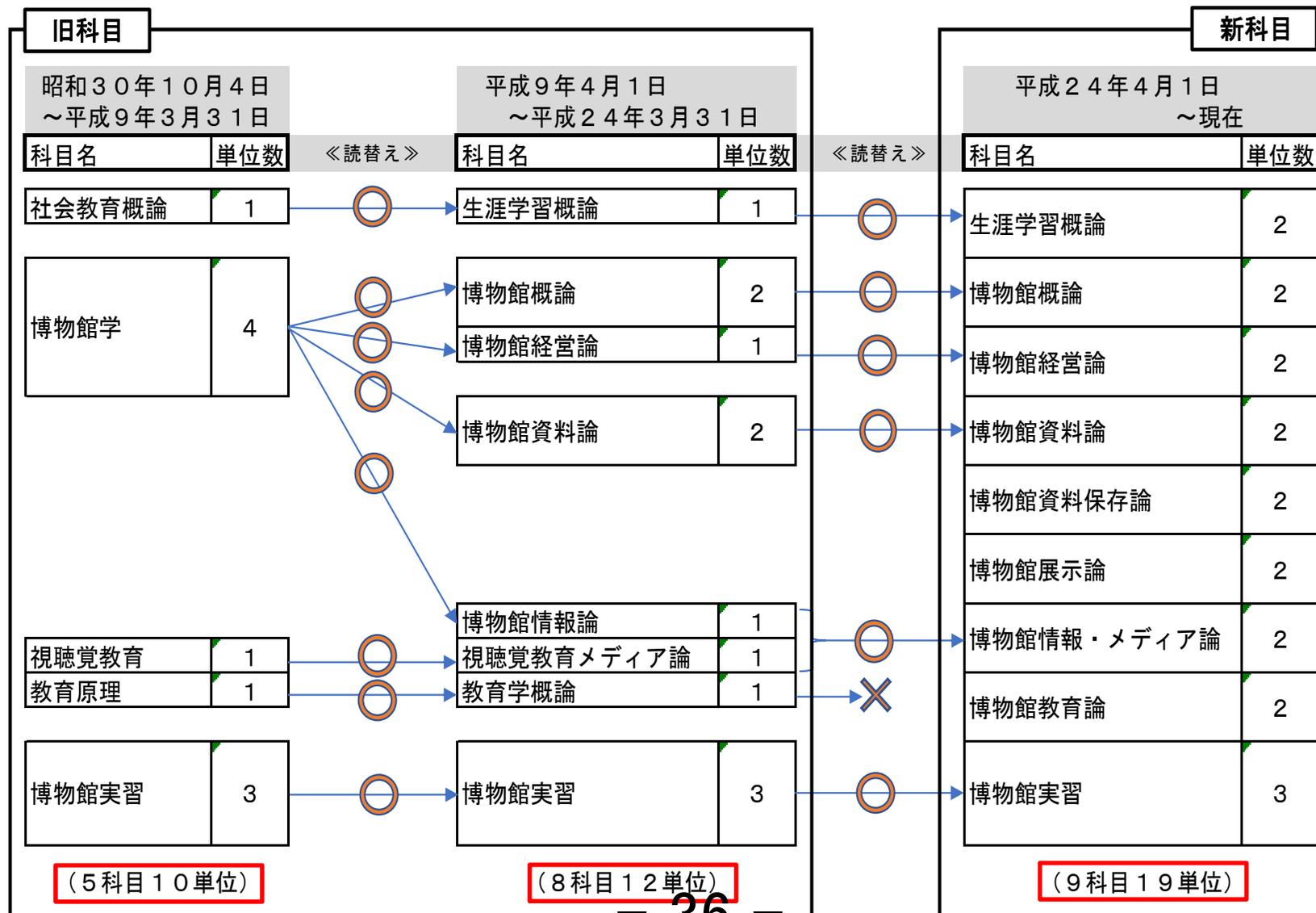
（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

# 学芸員制度改正の経緯

- 昭和26年12月 博物館法公布（昭和27年2月施行）
- 昭和30年 7月 博物館法の一部を改正する法律
- 「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止
- 昭和30年10月 博物館法施行規則の全部改正
- 大学における**学芸員養成課程科目の制定（5科目10単位）**
- 昭和48年11月 **公立博物館の設置及び運営に関する基準（以下「48基準」）**
- 平成 8年 8月 博物館法施行規則の改正（平成9年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（8科目12単位）**
- 平成 8年 8月 博物館法第5条第2項の規定により**学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示**
- 平成10年12月 **「48基準」における学芸員等の人数規定削除**
- 平成15年 6月 「48基準」の全部改正
- 平成18年 9月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（以下「在り方検討会議」）設置。
- 平成19年 3月 「在り方検討会議」の中間まとめにおいて、新しい学芸員制度のイメージを答申。
- 平成19年 6月 「在り方検討会議」の報告において、学芸員養成の充実方策について答申。
- 平成20年 6月 博物館法改正（同日施行）
- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、**学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
  - 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、**学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように**
- 平成21年 4月 博物館法施行規則の改正（平成24年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（9科目19単位）**
- 平成23年12月 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年改正の基準の全部改正）
- 平成27年 4月 **学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正の施行**
- 幼保連携型認定こども園において**博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加**

# 「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較



2021.4.13

佐々木秀彦

## 博物館に関わる人材の拡充

1. 次世代の博物館職員の養成制度

- 博物館を持続可能とするように、学芸員だけでなく、幅広い人材によって博物館を「盛り立て」る。そのための制度変更。これからの博物館運営のメッセージとして、発想の「拡張」を。
- 基礎的なミュージアム・リテラシーをもつ「博物館の理解者」を養成。博物館への関わりをうながす

2. 「仮称 博物館士」の称号付与

- 「博物館に関する基礎科目」の単位を取得したら、「仮称 博物館士」の称号を名乗れることとする。
- 基礎科目は、4科目8単位程度とする  
例)必修：生涯学習概論もしくは文化政策概論、博物館概論、博物館実習(見学)  
選択：博物館資料論、博物館展示論、博物館教育論、博物館経営論より1科目
- 学芸員有資格者を毎年1万人弱輩出。さらに多くの「仮称 博物館士」を養成
- これにあわせ現行の学芸員補の資格は廃止する(法規上、養成の仕組みを欠き、博物館学の習得を前提としていない)

3. 「博物館に関わる人材」の養成

- 管理系職員に取得を促す
- 非常勤、アルバイトの採用で優遇
- 博物館活動の関連事業者(案内、展示制作、資料管理システム等)として従事
- 博物館の支援者(市民学芸員、ボランティアといったサポーター、パートナー)として関わりの場を作る  
→ 主体的に博物館という場に関わりたい人のニーズは増大(プレイヤー、プロボノワーカーとして)  
「仮称 博物館士」の称号をもつ者に対して、活動情報を提供  
サポーター、パートナーを求める施設側は、「仮称 博物館士」称号を尊重

(参考)

## 「社会教育士」の称号付与

- 2018年の文部科学省令の改正(施行は2020年)により、社会教育主事の大学の養成課程の単位取得者および社会人向けの講習の履修者は「社会教育士」の称号を名乗れる
- 社会教育主事は任用資格であり、教育委員会からの発令がなければその職務につくことはできない。大学で単位を履修した場合、一年間の実務経験を経て資格がみとめられる。
- 社会教育士は任用資格ではなく、実務経験も問われない。社会教育主事養成の知見をいかし、地域活動、市民活動にたずさわる人材として設定(社会教育主事補は存続)

# 学芸員有資格者の兼業副業活躍の方策検討(私案) 資料 5

約30名／大学



300大学



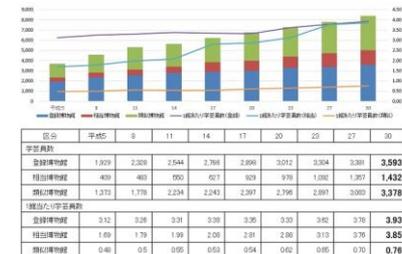
30年



約8000名



学芸員養成課程開講大学一覧(令和3年4月1日現在)300大学



- 学芸員資格証明書発行ばらつきの是正
- 兼業・副業採用など有資格者の登用方法の検討
- 文化財レスキュー、著作権法など学び直し機会の提供

## 自治体専門職にひろがる兼業・副業採用

一兵庫県神戸市・広島県福山市・奈良県生駒市など一

神戸市役所は「副業人材」40名を募集開始します

神戸市役所は、広域にわたる業務効率化とコスト削減を図るため「副業人材」40名を募集開始しました。

募集期間は、令和3年11月15日(水)～2017年12月12日(火)です。

募集職種は、歴史・文化、「ものづくり産業」、「観光・サービス」などの魅力を磨き上げている広島県福山市。民間企業の知恵やアイデア、ノウハウを活用して事業展開のスピードを上げ、人口減少社会に立ち向かうため、日本で初めて、兼業・副業限定で戦略推進マネージャーを募集します。

本ページの求人募集は終了しました。

募集期間：2017年11月15日(水)～2017年12月12日(火)

本ページの求人は、「フレックスタイム制」を希望する方限定で募集しております。応募可能であればなたでも応募が可能です。

広島県福山市

兼業・副業限定で戦略推進マネージャーを募集。

攻めの発想で行政に新しい風を

「歴史・文化」、「ものづくり産業」、「観光・サービス」などの魅力を磨き上げている広島県福山市。民間企業の知恵やアイデア、ノウハウを活用して事業展開のスピードを上げ、人口減少社会に立ち向かうため、日本で初めて、兼業・副業限定で戦略推進マネージャーを募集します。

本ページの求人募集は終了しました。

募集期間：2017年11月15日(水)～2017年12月12日(火)

本ページの求人は、「フレックスタイム制」を希望する方限定で募集しております。応募可能であればなたでも応募が可能です。

新たなモデルケース創出へ、生駒市を元にする「プロ人材」を、副業&テレワークOKで7職種公募

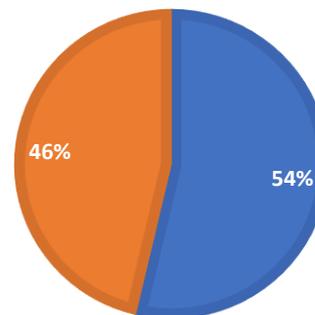
# インクルーシブなミュージアムをめざして — ジェンダーバランスとポジティブ・アクション —

## 学芸員

専任 3237 (男1858、女1379)  
兼任 396 (男264、女132)  
非常勤 594 (男220、女374)  
指定管理者 798 (男354、女444)

学芸員 男女比

■男性 ■女性

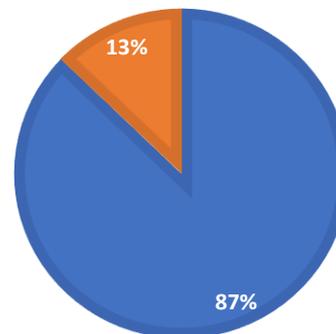


## 館長

専任 511 (男439、女72)  
兼任 323 (男272、女51)  
非常勤 300 (男271、女29)  
指定管理者 151 (男139、女12)

館長 男女比

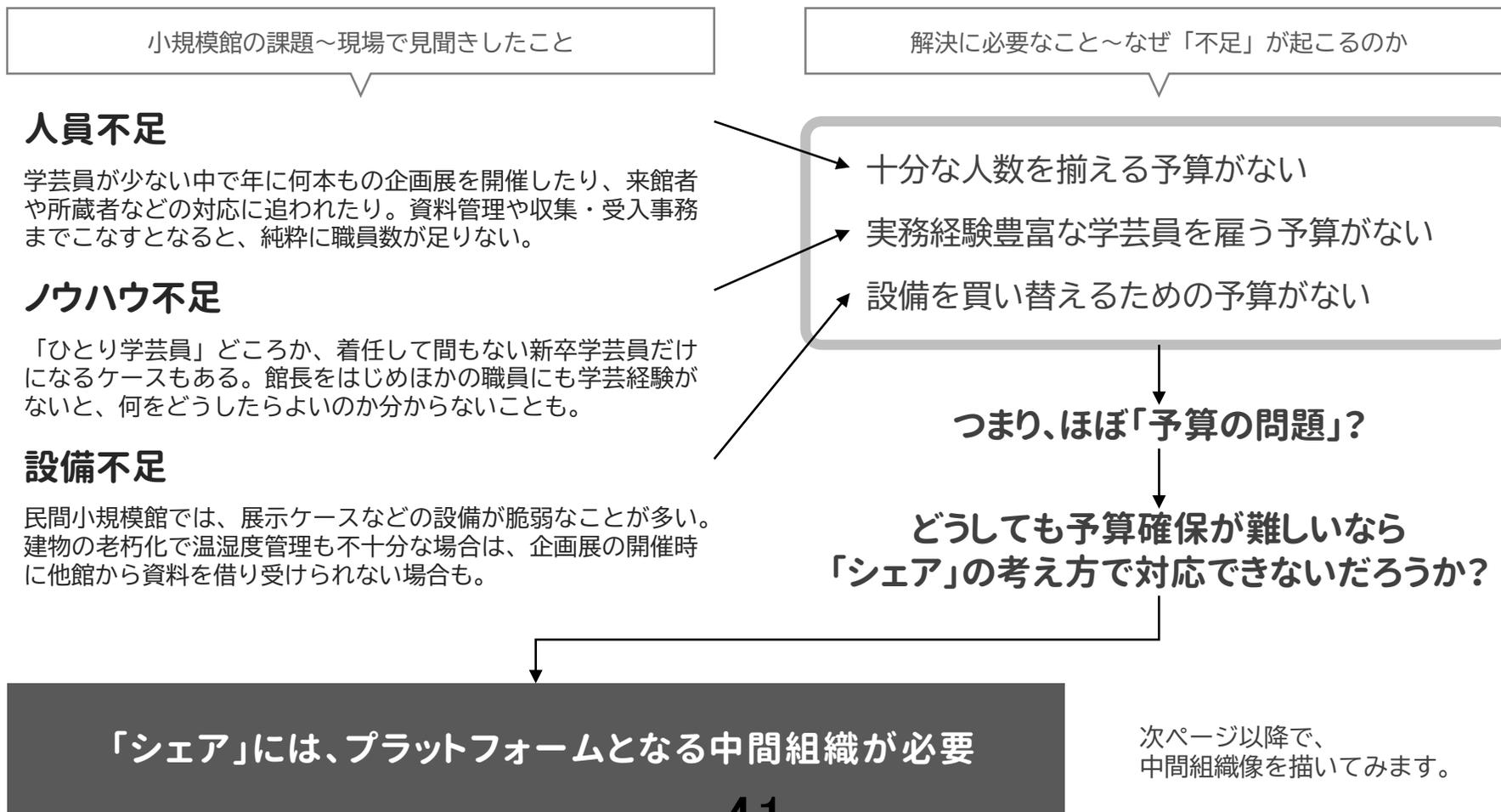
■男性 ■女性



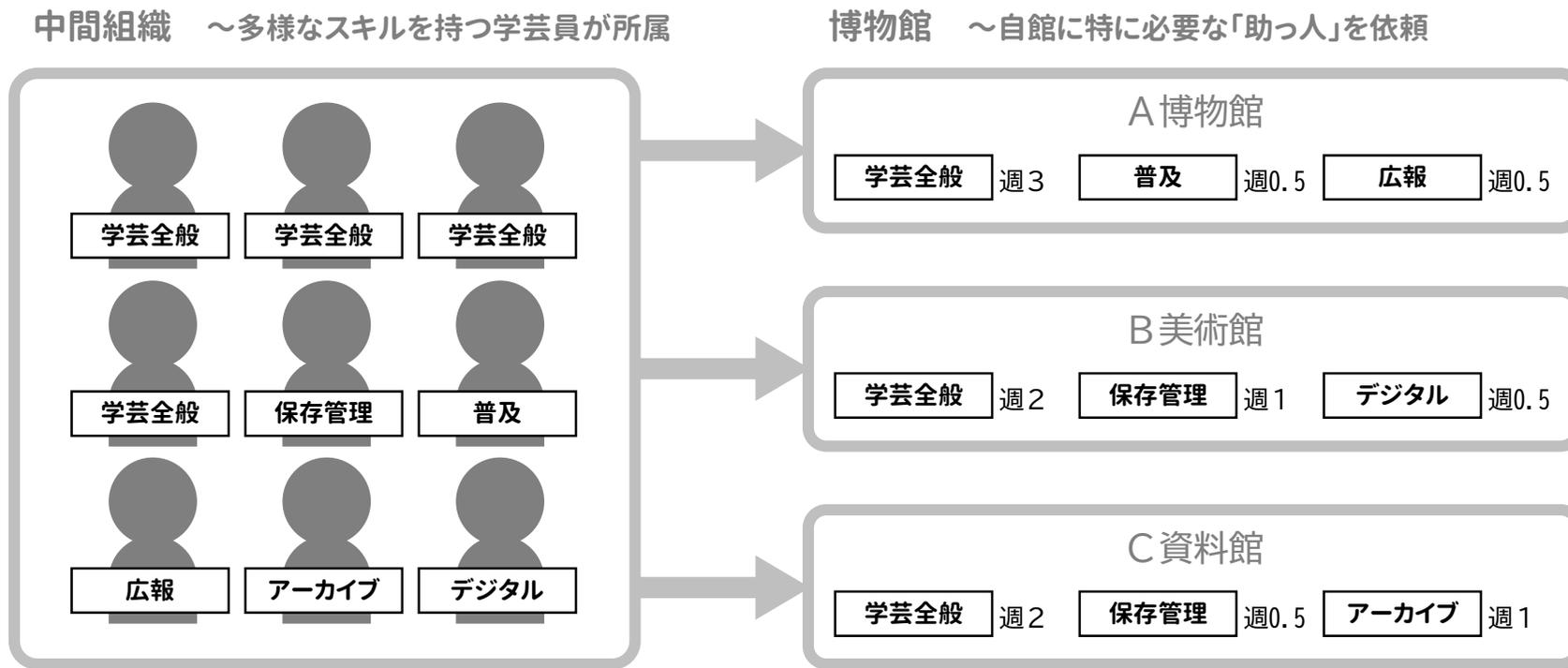
# ミュージアムを支える中間組織(案)

2021.4.13 内田剛史 (早稲田システム開発株式会社)

小規模ミュージアムを盛り立てるためには、まず、現状認識から。



中間組織＝専門スキルを持つ「助っ人」をマネジメントできる仕組みづくり



## 各館の問題に対し個別に対応

- 常勤して欲しいが、そのための人件費を捻出できない。
- 重要な仕事だが、業務量・頻度そのものはさほど多くはない。

42

**博物館** 人員の不足、ノウハウの不足を補うことができる。

**設置者** 不足分を補う上で発生する費用を抑えることができる。

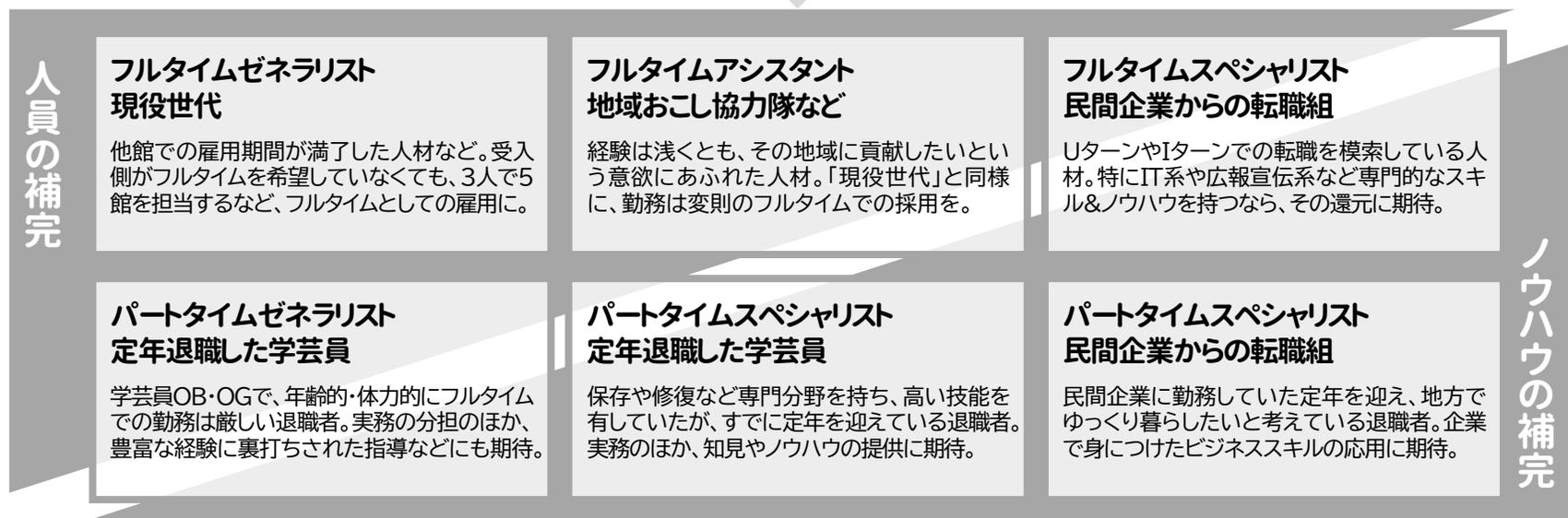
## 自然発生的な「助っ人」の活躍を、中間組織により仕組み化する

最近増えた？  
「助っ人」の活躍

【事例1】 貴重な資料群を所蔵しつつも、データの整備が不十分だった館。地域おこし協力隊の若者が2年ほどかけて現物とデータを見直し、デジタルアーカイブの公開にこぎつけた。

【事例2】 東京のIT企業に勤務していたが体調を崩して地方に移住した人が、その町のITアドバイザーに就任。地元の博物館の資料デジタル化やインターネットの情報発信をサポート。

すでに動き出している「助っ人」人材を、中間組織がしっかりプール



多様なスキル、多様な立場の人材を **プールの43** すれば、受入側のニーズに対応しやすい

単独館では限界があっても、中間組織があれば解決できる問題は、意外に多い。

## 偏在するノウハウの平準化

ノウハウ

経験豊富な学芸員、特に定年退職後の学芸員が長年にわたり蓄積してきたノウハウを伝達・継承。若手学芸員の直接指導やマニュアルの作成などを期待できるほか、複数館の巡回をお願いできれば多数の館でノウハウを共有することができる。

## 人員不足の改善意欲の刺激

マンパワー

フルタイムで学芸員を雇用する予算を確保できない館、適正人数を揃えることができず諦めている館は非常に多いが、「週3勤務」などのパートタイムであっても人材を供給する仕組みがあれば、人員体制の改善への意欲を刺激できる。

## 学芸員の雇用の安定

雇用環境

自力での採用は難しくても、費用の半額なら捻出可能なミュージアムが2館あれば、1名分の雇用を生み出すことができる。求人からシフトの調整までを中間組織がマネジメントすることにより、フルタイム雇用の人材を「分かち合う」ことが可能になる。もちろん正規雇用が望ましいので、あくまでそれが困難な場合の次善の策としてであれば、仕組み創設も検討の価値ありと考える。

## サービス提供力の強化

ノウハウ

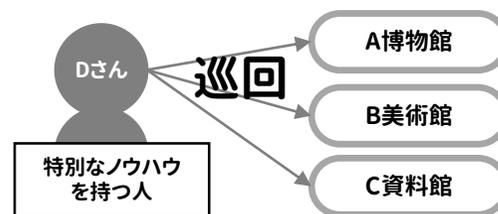
たとえば、商業施設や宿泊施設の出身者は、来館者対応に役立つスキルを備えているものと思われる。こうした異業種の人材はミュージアム単館では雇用しづらいが、中間組織が間に入って適宜派遣できる仕組みがあれば、多くの館が課題として抱えるサービスアップにもつながり得る。

## デジタル活用力の強化

ノウハウ

企業のWeb担当、広報担当やIT企業出身者などを雇用することで、SNSの活発化、PR映像制作、オンラインツアーの企画運営など、デジタル活用力の飛躍的な向上が期待できる。また、デジタルアーキビストがいれば、ジャパンサーチなどの国のデジタルに関する取り組みへの参画もしやすくなる。

中間組織とは、単独館では対応できない仕組みやノウハウの共有基盤。



本来は雇用しないと得られないDさんのノウハウを、中間組織経由で得ることができる

事務局の事務負担を担える組織をどう選定するか、どうサポートするか。

## 事務局に必要な機能

### 労務管理

- 派遣する人材の給与の支払い方法によって、事務の担い手が変わる。たとえば、受入側が人件費相当分の派遣費を払う仕組みなば、中間組織で給与計算や労務管理が発生する。
- 加えて、スタッフの登録・派遣や労務管理にまつわるノウハウと、事務局スタッフも必要。とすると、地元の人材派遣会社など既存の組織への運営委託も選択肢に。

### 経理・総務事務

- 組織としての会計や決算、契約業務が必要となるため、経理事務や契約事務への対応は必須。

### 資金調達

- 運営資金をどうするか。国や地方公共団体に頼るだけでなく、寄付や企業協賛・事業収入などを視野に入れるのであれば、資金調達業務が発生する。
- 人件費関連は原則として受入先が負担するとしても、小規模館の課題のひとつである設備の確保にも関わるのであれば、別途資金調達方法の検討が必要か。

## 想定する組織(例)

ゼロからの立ち上げでなく、既存の組織を活用するとしたら...

### 組織の例

#### 同じ地域

- 都道府県博物館協議会
- 例：せとうち美術館ネットワーク  
<https://www.jb-honshi.co.jp/museum/>

#### 同じ館種

- 例：西日本自然史系博物館ネットワーク  
<http://www.naturemuseum.net/blog/>
- 例：みなとの博物館ネットワーク・フォーラム  
<https://www.waterfront.or.jp/portmuseum/>

#### 同じ設置母体

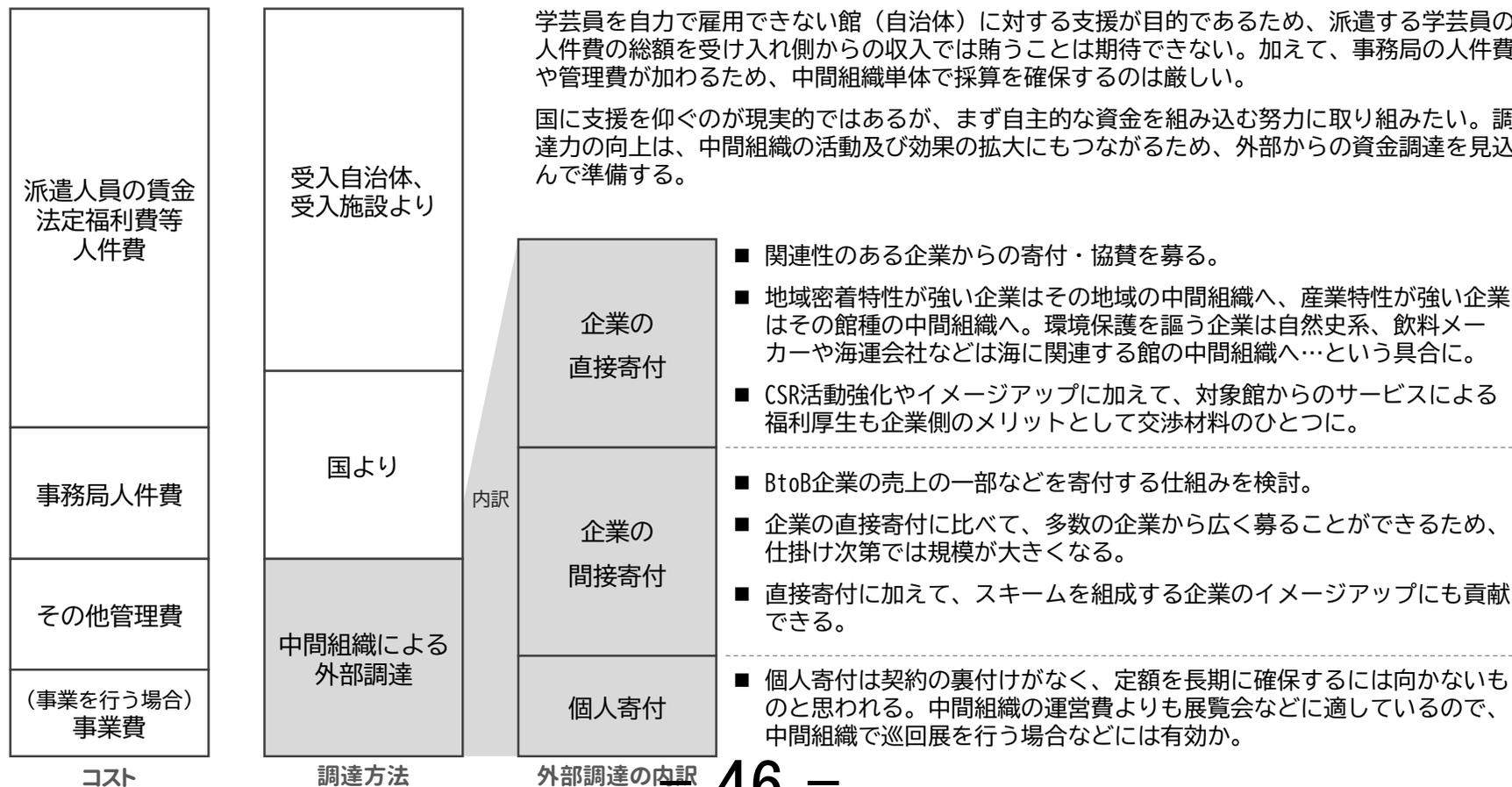
- 例：かんさい・大学ミュージアムネットワーク  
[https://www.kansai-u.ac.jp/Museum/sys\\_img/news\\_282.pdf](https://www.kansai-u.ac.jp/Museum/sys_img/news_282.pdf)

### 課題

- いずれの組織も、専属人員を確保できていないケースがほとんど。そこに中間組織の業務が加わるとなると、体制の強化が不可欠となる。
- 財源の裏付け、確実性の高い資金調達の仕組みなど必要。前例のない大変な業務となるため、既存組織側も対応は容易ではないか。
- 相応の予算を確保して、人材派遣会社などに委託することも視野に。

外部からの資金調達策を併用することで、財務基盤の安定化と発展性を確保。

## 中間組織の収支構造イメージ



企業の  
直接寄付

## 地元企業の資金負担による 「フリーライダー」

概要	公立美術館の金曜日の入館料収入相当額を、地元企業3社が寄付。
対象館	中山道広重美術館（岐阜県恵那市立）
寄付企業	株式会社サラダコスモ／木曽路物産株式会社／株式会社銀の森コーポレーション
企業 メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CSR（企業の社会的責任）活動の強化</li> <li>■ 地元文化への貢献する企業というイメージアップ。</li> <li>■ 学芸員が企業に出張し、「浮世絵講座」などを開催することで、福利厚生の上</li> </ul>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取り組みそのものが注目を集めて入館者増に。また、有料営業日が減ったにも関わらず、入館料収入総額は逆に増加するという現象も。</li> <li>■ 企業と館が密接につながるため、学芸員と当該企業社員の接点を起点とした波及効果も期待。</li> <li>■ 地元企業以外でも応用可能。環境意識の高い企業は自然史系の中間組織、スポーツ用具メーカーや販売店は「スポーツミュージアム ネットワーク」など、企業カラーと館種を結び付けるのが有効。</li> </ul>
URL	<a href="http://www.waseda.co.jp/museum_report/hiroshige-ena-friday">http://www.waseda.co.jp/museum_report/hiroshige-ena-friday</a>
相談先	商工会議所、中小企業庁、経営コンサルタント会社

企業の  
間接寄付

## 大手銀行による SDGs推進私募債

概要	私募債（中堅・中小企業が発行する社債）を発行する企業から銀行が受け取る手数料の一部を、SDGs関連団体へ寄付。
対象団体	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会／国際連合大学／inochi WAKAZO プロジェクト（一般社団法人inochi未来プロジェクト）／独立行政法人国際協力機構／国立研究開発法人理化学研究所／一般社団法人障がい者自立推進機構 ほか
組成企業	りそな銀行
寄付企業	りそな銀行を引受銀行として私募債を発行した企業
企業 メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CSR（企業の社会的責任）活動の強化</li> <li>■ 地元文化への貢献する企業というイメージアップ。</li> </ul>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ BtoBで多くの顧客を抱える銀行などと組むと、大規模な仕掛けも可能に。私募債に限らず、大企業との枠組みの構築は検討価値あり。</li> <li>■ 個別企業側の視点では、手数料の一部が自動的に寄付に流れる仕組みは、事務コストを抑えてCSR活動が展開できるという利点も。多くの企業が当該私募債発行に合わせてリリースを発行している通り、手軽な企業イメージ向上手段となり得る。</li> </ul>
URL	<a href="https://www.resonabank.co.jp/hojin/service/kigyoseicho/sien/sei_c0407.html">https://www.resonabank.co.jp/hojin/service/kigyoseicho/sien/sei_c0407.html</a>
相談先	金融機関など（スキームの寄付先として中間組織を提案）

## 学芸員補に関する私見

### 1、博物館法での学芸員補に関する条文

#### 第四条（館長、学芸員その他の職員）

- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる
- 6 学芸員補は、学芸員の職務をたすける。

#### 第五条（学芸員の資格）

- 二 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの。

#### 第六条（学芸員補の資格）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第56号1項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

### 2、博物館法第6条に基づく学芸員補の任用実態

- ・高校卒業での、1980年以降の学芸員補の任命事例は無いのではないかと。（未調査）
- ・博物館法制定当時から昭和30年までの有資格者が皆無であった頃は、暫定学芸員制度により現職者への学芸員講習とともに、学芸員補を採用。
- ・昭和28年に立教大学・京都大学・国学院大学と学芸員養成課程の開講により、学芸員有資格者の増加により、昭和40年代頃までは機能するも減少

\*第6条は、現実には機能しているとは言えない

### 3、別途の問題

- ・学芸員無資格者の配置とこれに伴う有資格者の採用に影響
- ・各博物館の年報等の組織表をみる限り、何故か、学芸員補の職名の使用はしていない。調査員・研究員・主事等の職名を有する、学芸員無資格者の配置。
- ・根拠 昭和30年の「学芸員補の職に相当する職等」が始まり。一旦廃止後

平成 8 年 8 月 文部省告示第 151 号 「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」

【最終改正】平成 20 年 6 月 文部科学省告示 91 号

#### 4、第六条の改正（案） 従前の条文は全文改正

##### ・改正案 第 6 条（学芸員補）

短期大学士の学位を有し、文部科学省令で定めるところの博物館学に関する所定の科目の単位を取得した者は、学芸員補となる資格を有する。

#### 5、短期大学 昭和 25 年 制度創設

短期大学数 1996 年・・・・・・・・・・・・・・・・ 全国で 598 校

（文科省統計）令和元年・・・・・・・・・・・・ 公立 17 校・私立 311 校

・全国大学博物館講座協議会（全博協） 加盟短期大学 7 校

・短期大学の特徴 学位 短期大学士（平成 17 年 10 月）

・短期大学の方向性のひとつ 地域総合学科

・在地性 自県内進学→就職

・在地性（地域に根差す）博物館経営者（学芸員補）が、地域博物館には必要  
かかる観点で、有意的整合性が認められる。

・地域に根差す学芸員としては、すべてに有利

土地感・言語・風俗/習俗等々の当該地域の知悉・縁故等など

##### ・結 論

##### 第六条 条文の全文改正

・ 短期大学士の学位を有し、文科省令で定める学芸員養成に関する

9 科目 19 単位を取得した者

## 採用以降の学芸員制度の課題

20210412 佐久間大輔

## 1. 中長期的な課題を担うスタッフとして

●資料責任者にふさわしい雇用体制：博物館の将来を担う職員か、将来を求められていない職員（会計年度任用、非常勤）なのか

中長期的な計画（＝博物館の発展、人材育成）について責任を持って担える職員なのか。ある意味では（短期で変わりうる）館長がいるかどうかよりも重要な視点といえる。

→認定審査時にも館長という決裁権者重視なのか、学芸員という資料責任者重視なのか（もちろん同一であることは望ましいが）検討必要。特に活用が重視される昨今ではアクセルとブレーキをはっきりさせる意味で資料担当者は重視すべきか。

●専門職としての任用：学芸員の発令をされているのか＝専門職として任用し、博物館の資料責任者として処遇しているか、事務職員か

博物館関係部局が、博物館の専門職員の必要性を、博物館法をどう認知しているか。これをきちんと認知してない場合には、安易な人事異動の危険や研究や研修の必要性への無理解につながる。専門職員としての任用は重要。

●研修充実の必要性：採用後に学芸員としての成長を図れるか。周囲との連携を図れるか

専門職はアップデートと研鑽が欠かせない。人材の成長なくして博物館の発展はない。海外への派遣が予算化されたが、国内の学会参加についても制度があると良い。本人への旅費参加費補助＋雇用者へのアルバイト費用などのインセンティブ

参加費補助の実例は全国科学系博物館協議会などがある。学会の参加補助などは判断のつきやすい館種別団体などと協力すれば実現可能ではないか。

●地域の学術・文化の中核となっていけるか

大学などとの連携、地域の人材との連携をすすめるためのネットワーク推進

これらを通して、学芸員自身の課題以外に採用した博物館設置者（管理者）の課題が大きい。学芸員の要件や認定の際の要件など法が方向性を示し、政省令や通達で方針を示すことでも影響を与えることができる。

## 2. 博物館の多様な課題を解決するために

●非専従型学芸員について：多様な人材の参画を実現し博物館の機能向上を実現するためには、ダブルワーク、短時間勤務などを許容する学芸員制度も必要。ただし、1が実現していることが前提で、博物館の労働環境の改悪につながらないことが前提。会計年度任用職員などはこちらに活用すべきか。2. から 1. への任用替えなどキャリアパスは必要

→こうした前提では学芸員補の勤務年数規定、博士所持者の認定の年数規定などは実態に合わなくなる

●多様な「博物館」のあり方に対応した学芸員制度の必要性について：2006年「新しい時代の博物館制

度の在り方について」などに示されるように町並みミュージアムのような多様なあり方を考えるとき、施設でなくプロジェクトに所属する「学芸員」も積極的に認めていくほうが文化的価値の増大や保存につなげることができる。現行の博物館法ではそうしたあり方は想定していない。

公立博物館の働き方、には地方公務員制度との調整なども必要だが、指針を示すことで影響を与えることはできる。

## 博士・修士学位取得者向けの学芸員資格取得プログラムについて

20210412 佐久間大輔

大学院などで専門研究キャリアを積んだ人材は博物館での専門研究を進めていく上では貴重である。しかし、実際の採用場面では学芸員資格を保持していないことが問題になるケースがある。自然史系などではしばしば問題になるケースが過去にもあった。

大学院生の学芸員資格取得には以下のような課題がある

### 院生側の事情

- ・大学によってはそもそも大学院生が他学部の学部単位を取得できない（もちろん大学院では開講していない）
- ・放送大学や通信制での単位取得には経済的負担も大きい
- ・フィールドワークなどで大学から離れた隔地で研究している場合もある

### 大学院側の事情

- ・それほど多くの希望者がいるわけではなく単独大学院で開講できるほどにはニーズはない
- ・大学院生は専門分野の資料についての理解は学部生に比べ格段に深い。学部と同じプログラムでよいのか。

### 博物館側の事情

- ・専門研究をできる人材はほしい、しかし博物館の制度や他分野の博物館資料についての最低限の理解はしてほしい。博士号による認定ではその意味で不十分か。

### 提案

放送大学など通信制大学による大学院生向け科目の開講と大学院による単位互換契約による資格取得支援（博士課程学生、博士取得済みの PD、研修員など限定）ただし、各科目の授業数を短縮し、

その代替としての博物館インターン制度（ジョブマッチング的な研修）

受け入れ博物館は議論されているネットワークの中核になる博物館、

あるいは公募してプログラム認定（公益的機能の高い博物館として交付金加算などのインセンティブ付き）

令和 3 年 4 月 6 日  
公益財団法人日本博物館協会

## シンポジウム これからの博物館制度を考える 開催のご案内

主催：日本博物館協会

協力（予定・調整中を含む）：全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、全国美術館会議、  
私立美術館会議、日本動物園水族館協会、日本水族館協会、日本植物園協会、  
日本プラネタリウム協議会、日本公開天文台協会、全国歴史民俗系博物館協議会、  
全国文学館協議会、西日本自然史系博物館ネットワーク、全国昆虫施設連絡協議会、  
産業文化博物館コンソーシアム、小規模ミュージアムネットワーク、  
全日本博物館学会、日本展示学会、日本ミュージアム・マネジメント学会 他

日時：令和 3 年 4 月 24 日（土） 13：30～17：30

開催方法：Zoom を使用したオンライン形式

申込み方法：下記申込みフォーム（Google フォーム）からお申込みください

<https://forms.gle/mBt7yJMzLsXgyG9i6>

参加費：無料（参加定員：先着順 500 名）

申込み締切り：4 月 21 日（水）

### 開催趣旨

博物館法は、昭和 26（1951）年に制定され、本年で 70 年を迎えます。この間、日本の博物館振興を支える法律として一定の役割を果たしてきました。制定後、幾度かの改正が行われましたが、日本の博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館登録制度や学芸員制度の見直し等、重要な課題は取り残され、博物館運営の現状との乖離が指摘されています。

こうした状況を受け、令和元年度に設置された文化審議会博物館部会において、博物館法改正も含め、今後の日本の博物館制度の充実に向けた検討が進められています。令和 3 年 2 月には、博物館部会にワーキンググループが設置され、博物館法の改正に向けた具体的検討が開始され、3 月 24 日には、博物館部会に中間報告が提出されました。

一方、コロナ禍の影響も踏まえた今後の博物館のあるべき方向性についての議論が必要とされている現状において、今後の日本の博物館制度の充実に必要な意味を持つ博物館法の在り方については、全国に所在する様々な種類の博物館が、それぞれの活動の充実を図りながら、地域の住民をはじめ広く国民や海外の利用者に対し、博物館が社会的役割をしっかりと果たすための基本的な機能を示すことが求められます。

今回のシンポジウムでは、多様な博物館の種類に焦点を当て、それぞれの博物館の運営について、博物館法や博物館制度における現状の課題とともに、今後望まれる方向を探ります。

博物館関係者はじめ博物館に関心のある方々のご参加をお待ちしております。

プログラムの概要（予定：詳細は日博協のホームページで更新します）

- 1 13:30 開催趣旨説明 半田昌之（日本博物館協会 専務理事）
- 2 13:35~13:50 博物館法改正に向けた検討状況 稲畑航平（文化庁 企画調整課 課長補佐）
- 3 発表：多様な博物館の視点から考える博物館制度
  - (1) 13:50~14:05  
地域の総合系博物館 可児 光生（美濃加茂市民ミュージアム館長）
  - (2) 14:05~14:20  
歴史民俗系博物館 岡塚 章子（江戸東京博物館 都市歴史研究室長）
  - (3) 14:20~14:35  
美術館 植松 由佳（国立国際美術館 学芸課長）
  - (4) 14:35~14:50  
自然史・科学系博物館 濱田 浄人（国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター長）
  - 休憩
  - (5) 15:00~15:15  
動物園 村田 浩一（よこはま動物園ズーラシア園長）
  - (6) 15:15~15:30  
水族館 錦織 一臣（東京都葛西臨海水族園長）
  - (7) 15:30~15:45  
昆虫館 渡部 浩文（多摩動物公園長）
  - (8) 15:45~16:00  
プラネタリウム 渡部 義弥（大阪市立科学館 学芸課長代理）
  - (9) 16:00~16:15  
公開天文台 宮本 孝志（南阿蘇ルナ天文台長）
  - 休憩
- 4 16:30~17:25  
総合討論  
各発表者＋コーディネーター：栗原 祐司（京都国立博物館副館長）

## 5 閉会

### 【お問合せ先】

公益財団法人日本博物館協会

〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-52 黒田記念館別館 3 階

E-mail : [webmaster@j-muse.or.jp](mailto:webmaster@j-muse.or.jp)

TEL : 03-5832-9108 FAX : 03-5832-910